

# 豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

豊川市が実施する豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託に係る受託候補者の選定にあたり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施します。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託

なお、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」について、豊川市におけるこれらの計画を総称して「豊川市障害者福祉基本計画等」と言う。

### (2) 業務目的

本業務は、現行の「第4次豊川市障害者福祉基本計画」、「第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画」（以下、「三計画」という。）の達成状況を把握したうえで、障害福祉に係る関係法や制度の改正、障害者を取り巻く環境の変化を勘案し、今後の障害福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための新たな計画「第5次豊川市障害者福祉基本計画」、「第8期豊川市障害福祉支援計画及び第4期豊川市障害児福祉支援計画」の策定を目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託仕様書」のとおり

### (4) 業務場所

豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所福祉部障害福祉課外

### (5) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (6) 予算概要

14,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- ・この金額は、「豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託仕様書」の内容に係る規模を示した概算であり、予算を確約するものでないことに留意してください。
- ・令和8年度当初予算が成立しない場合、選定された内容は無効となることに留意してください。

## 2 採用予定のプロポーザルの方式

豊川市プロポーザル方式実施要綱第2条第2号及び第3条第7号により、公募型プロポーザル方式とします。

## 3 プロポーザル方式を採用する理由

業務を委託するに当たり、民間事業者の高い専門性、企画力、経験及び実績を有する本市にふさわしい受託候補者を選定するためです。

## 4 参加資格要件

次のいずれにも該当する場合、本プロポーザルの参加資格があるものとします。

- (1) 「豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができる。
- (2) 令和8・9年度の本市競争入札参加資格において、「(業務) 役務の提供等」のう

ち「(営業種目) 調査委託、(取扱内容) 福祉関係調査」の資格を申請していること。競争入札参加資格を申請していない場合は、申請可能となる令和8年4月1日以降に、速やかに申請すること。

- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 実施要綱第19条の契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 過去に自治体で「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を策定した実績があること。もしくは、それに類似する業務実績があること。

## 5 提案書提出までの手続等

- (1) 豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託プロポーザル説明書の交付

- ① 交付期間  
令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで
  - ② 交付方法  
豊川市ホームページ上において掲載するものとします。

- (2) 参加表明書の提出

- ① 提出書類  
参加表明書（様式第3号）（1部）
  - ② 提出期限  
令和8年2月16日（月）午後5時15分必着
  - ③ 提出先  
福祉部障害福祉課（shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp）
  - ④ 提出方法  
PDF形式で電子メールにて福祉部障害福祉課のメールアドレス宛てに送信してください。メールの件名は次のとおりとします。

【会社名】豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託 参加表明書

※送受信の確認として（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という））に福祉部障害福祉課へ電話連絡すること。（電話番号0533-89-2159）

※電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスでの提出も可とするが、データサイズはなるべく小さくすること。

- (3) 質問書の提出

- ① 受付期間  
令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで
  - ② 提出先  
福祉部障害福祉課（shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp）

③ 提出方法

電子メールにて福祉部障害福祉課のメールアドレス宛てに送信してください。  
メールの件名は次のとおりとします。

【会社名】豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託 質問書

※送受信の確認として執務時間中に福祉部障害福祉課へ電話連絡すること。（電話番号0533-89-2159）

④ 回答方法

全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和8年2月13日（金）までに豊川市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに電子メールで回答するものとする。

(4) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等

① 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行います。

② 提案書提出者を選定するための基準

別紙「豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託プロポーザル提案書提出者選定基準」とします。

③ 選定する概数

概ね8者

④ 選定結果は、参加表明書の提出者に電子メールにて通知します。

⑤ 選定結果に対して異議を申し立てることはできません。

⑥ 選定結果に関する質問には回答をしません。

(5) 提案書の提出

① 提出書類

提案書（豊川市障害者福祉基本計画等策定業務に係るプロポーザル提案書作成要領により作成すること）

② 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時15分必着

③ 提出先

福祉部障害福祉課 (shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp)

④ 提出方法

PDF形式で電子メールにて福祉部障害福祉課のメールアドレス宛てに送信してください。メールの件名は次のとおりとします。

【会社名】豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託 提案書

※送受信の確認として執務時間中に福祉部障害福祉課へ電話連絡すること。（電話番号0533-89-2159）

※電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてオンラインストレージサービスやCD-Rでの提出も可とするがデータサイズはなるべく小さくすること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

① 令和8年3月26日（木）に開催予定です。詳細については、2月末に別途通知します。

② 審査委員によるヒアリングを実施します。

③ ヒアリングに参加できる者は3名までとします。

## 6 受託候補者の特定

### (1) 受託候補者を特定するための評価方法及び評価基準

- ① 提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行います。
- ② 受託候補者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市障害者福祉基本計画等策定業務委託プロポーザル提案書評価基準」とします。

### (2) 受託候補者の特定及び特定結果の通知

- ① 受託候補者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者とします。なお、評価点が満点の6割（100点の場合60点）以上の得点を得ることを前提条件とします。
- ② 審査結果については、提案書提出者に電子メールにて通知します。
- ③ 審査結果に対して異議を申し立てることはできません。
- ④ 審査結果に関する質問には回答をしません。

## 7 募集から受託者特定までのスケジュール

### (1) 手続き開始の公表

令和8年2月2日（月）

### (2) 参加表明書の提出期限

令和8年2月16日（月）

### (3) 質問書の提出期限

令和8年2月9日（月）

### (4) 提案書提出者の選定（選定委員会の開催）

令和8年2月17日（火）

### (5) 選定通知及び提案書提出要請書の送信

令和8年2月18日（水）

### (6) 提案書の提出期限

令和8年3月18日（水）

### (7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和8年3月26日（木）

### (8) 提案書の審査、受託者の特定（選定委員会の開催）

令和8年3月27日（金）～令和8年4月3日（金）

### (9) 特定結果の通知・公表

令和8年4月6日（月）

## 8 その他必要と認められる事項

### (1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とします。

- ① 実施要領の定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 要領その他、市の定めに違反する行為があった場合  
(応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。)

### (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとします。

### (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

### (4) 提出された参加表明書又は提案書は、返却しません。

### (5) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び受託候補者の特

定以外に提出者に無断で使用しません。

- (6) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (7) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとします。
- (8) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示します。
- (9) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。